

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則及び香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年 3月27日

香川県公安委員会委員長 横 井 久 子

香川県公安委員会規則第11号

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則及び香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部を改正する規則
(自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則の一部改正)

第1条 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則(平成14年香川県公安委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>別記様式第2号(第2条関係)</p> <div data-bbox="183 622 728 1348" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"><p style="text-align: center;">自動車運転代行業認定協議書</p><p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p><p>香川県知事 殿</p><p style="text-align: right;">香川県公安委員会 印</p><p>年 月 日付で自動車運転代行業の認定申請があったので、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第5条第4項の規定により協議します。 なお、本協議に対する意見は、年 月 日までに書面により回答願います。</p><ol style="list-style-type: none">1 申請者の氏名又は名称2 予定している処分の内容3 理由4 認定申請の内容 別添(認定申請書の写し及び国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則第2条に定める書類の写し)のとおり</div> <p>備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。</p>	<p>別記様式第2号(第2条関係)</p> <div data-bbox="1176 622 1724 1348" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"><p style="text-align: center;">自動車運転代行業認定協議書</p><p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p><p>香川運輸支局長 殿</p><p style="text-align: right;">香川県公安委員会 印</p><p>年 月 日付で自動車運転代行業の認定申請があったので、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第5条第4項の規定により協議します。 なお、本協議に対する意見は、年 月 日までに書面により回答願います。</p><ol style="list-style-type: none">1 申請者の氏名又は名称2 予定している処分の内容3 理由4 認定申請の内容 別添(認定申請書の写し及び国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則第2条に定める書類の写し)のとおり</div> <p>備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。</p>

別記様式第4号（第3条関係）

自動車運転代行業認定取消協議書

第 号
年 月 日

香川県知事 殿

香川県公安委員会 印

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第7条第1項の規定により次のおり認定の取消しを行う予定であるので、同条第2項の規定により協議します。

なお、本協議に対する意見は、年 月 日までに書面により回答願います。

1 認定取消しの対象となる自動車運転代行業者

- (1) 認定年月日
- (2) 認定証の番号
- (3) 氏名又は名称
- (4) 住所

2 認定取消しの理由

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第4号（第3条関係）

自動車運転代行業認定取消協議書

第 号
年 月 日

香川運輸支局長 殿

香川県公安委員会 印

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第7条第1項の規定により次のおり認定の取消しを行う予定であるので、同条第2項の規定により協議します。

なお、本協議に対する意見は、年 月 日までに書面により回答願います。

1 認定取消しの対象となる自動車運転代行業者

- (1) 認定年月日
- (2) 認定証の番号
- (3) 氏名又は名称
- (4) 住所

2 認定取消しの理由

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第6号（第4条関係）

自動車運転代行業者変更届出通知書

第 号
年 月 日

香川県知事 殿

香川県公安委員会 印

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第8条第1項の規定により次のとおり変更の届出があったので、同条第2項の規定により通知します。

1 変更の届出を行った自動車運転代行業者

- (1) 認定年月日
- (2) 認定証の番号
- (3) 氏名又は名称
- (4) 住所

2 変更事項等

別添（変更届出書の写し）のとおり

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第6号（第4条関係）

自動車運転代行業者変更届出通知書

第 号
年 月 日

香川運輸支局長 殿

香川県公安委員会 印

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第8条第1項の規定により次のとおり変更の届出があったので、同条第2項の規定により通知します。

1 変更の届出を行った自動車運転代行業者

- (1) 認定年月日
- (2) 認定証の番号
- (3) 氏名又は名称
- (4) 住所

2 変更事項等

別添（変更届出書の写し）のとおり

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第7号（第5条関係）

自動車運転代行業認定証返納通知書

第 号
年 月 日

香川県知事 殿

香川県公安委員会 印

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第9条 第1項 第2項 の規定により次
のとおり認定証が返納されたので、同条第3項の規定により通知します。

1 認定証を返納した自動車運転代行業者

- (1) 認定年月日
- (2) 認定証の番号
- (3) 氏名又は名称
- (4) 住所

2 返納年月日

3 認定証を返納した理由

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第7号（第5条関係）

自動車運転代行業認定証返納通知書

第 号
年 月 日

香川運輸支局長 殿

香川県公安委員会 印

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第9条 第1項 第2項 の規定により次
のとおり認定証が返納されたので、同条第3項の規定により通知します。

1 認定証を返納した自動車運転代行業者

- (1) 認定年月日
- (2) 認定証の番号
- (3) 氏名又は名称
- (4) 住所

2 返納年月日

3 認定証を返納した理由

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第11号（第7条関係）

自動車運転代行業者指示通知書

第 号
年 月 日

香川県知事 殿

香川県公安委員会 印

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第22条第1項
第25条第2項第1号 の規定に
より次のとおり指示を行ったので、通知します。

1 指示を行った自動車運転代行業者

- (1) 認定年月日
- (2) 認定証の番号
- (3) 氏名又は名称
- (4) 住所

2 指示事項等

別紙のとおり

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別紙
略

別記様式第11号（第7条関係）

自動車運転代行業者指示通知書

第 号
年 月 日

香川運輸支局長 殿

香川県公安委員会 印

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第22条第1項
第25条第2項第1号 の規定に
より次のとおり指示を行ったので、通知します。

1 指示を行った自動車運転代行業者

- (1) 認定年月日
- (2) 認定証の番号
- (3) 氏名又は名称
- (4) 住所

2 指示事項等

別紙のとおり

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別紙
略

別記様式第13号（第8条関係）

自動車運転代行業停止命令協議書

第 号
年 月 日

香川県知事 殿

香川県公安委員会 印

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第23条第1項
第25条第2項第2号 の規定に

より次のとおり営業停止命令を行う予定であるので、協議します。

なお、本協議に対する意見は、 年 月 日までに書面により回答願
います。

1 営業停止命令の対象となる自動車運転代行業者

- (1) 認定年月日
- (2) 認定証の番号
- (3) 氏名又は名称
- (4) 住所

2 営業停止命令の内容等

別紙のとおり

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別紙
略

別記様式第13号（第8条関係）

自動車運転代行業停止命令協議書

第 号
年 月 日

香川運輸支局長 殿

香川県公安委員会 印

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第23条第1項
第25条第2項第2号 の規定に

より次のとおり営業停止命令を行う予定であるので、協議します。

なお、本協議に対する意見は、 年 月 日までに書面により回答願
います。

1 営業停止命令の対象となる自動車運転代行業者

- (1) 認定年月日
- (2) 認定証の番号
- (3) 氏名又は名称
- (4) 住所

2 営業停止命令の内容等

別紙のとおり

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別紙
略

別記様式第15号（第9条関係）

自動車運転代行業廃止命令協議書

第 号
年 月 日

香川県知事 殿

香川県公安委員会 印

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第24条第1項
第25条第2項第3号 の規定に

より次のとおり営業廃止命令を行う予定であるので、協議します。

なお、本協議に対する意見は、 年 月 日までに書面により回答願
います。

- 1 営業廃止命令の対象となる者
 - (1) 氏名又は名称
 - (2) 住所

- 2 営業廃止命令を行う理由

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第15号（第9条関係）

自動車運転代行業廃止命令協議書

第 号
年 月 日

香川運輸支局長 殿

香川県公安委員会 印

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律 第24条第1項
第25条第2項第3号 の規定に

より次のとおり営業廃止命令を行う予定であるので、協議します。

なお、本協議に対する意見は、 年 月 日までに書面により回答願
います。

- 1 営業廃止命令の対象となる者
 - (1) 氏名又は名称
 - (2) 住所

- 2 営業廃止命令を行う理由

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

(香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則の一部改正)

第2条 香川県公安委員会の権限に属する事務の専決等に関する規則(平成12年香川県公安委員会規則第34号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前				
別表(第2条関係)					別表(第2条関係)				
法令等	条項号	内容	公安 委員 会	警察 本部 長	法令等	条項号	内容	公安 委員 会	警察 本部 長
1~63 略					1~63 略				
64 自動車運転代 行業の業務の適 正化に関する法 律(平成13年法 律第57号)	第5条第2項・第5条第3項 略				64 自動車運転代 行業の業務の適 正化に関する法 律(平成13年法 律第57号)	第5条第2項・第5条第3項 略			
	第5条第4 項	自動車運転代行業の 認定に係る <u>知事</u> との 事前協議	略	第5条第4 項		自動車運転代行業の 認定に係る <u>香川運輸 支局長</u> との事前協議	略		
	第5条第5項・第7条第1項 略					第5条第5項・第7条第1項 略			
	第7条第2 項	自動車運転代行業の 認定の取消しに係る <u>知事</u> との事前協議	略	第7条第2 項		自動車運転代行業の 認定の取消しに係る <u>香川運輸支局長</u> との 事前協議	略		
	第8条第1項 略					第8条第1項 略			
	第8条第2 項	変更の届出があった 旨の <u>知事</u> への通知	略	第8条第2 項		変更の届出があった 旨の <u>香川運輸支局長</u> への通知	略		
	第8条第3項・第9条第1項及び第2項 略					第8条第3項・第9条第1項及び第2項 略			
	第9条第3 項	認定証の返納があっ た旨の <u>知事</u> への通知	略	第9条第3 項		認定証の返納があっ た旨の <u>香川運輸支局 長</u> への通知	略		
	第19条第1 項	略				第19条第1 項	略		
	第19条第1 項	略				第19条第1 項	略		
第19条第1 項	略			第19条第1 項	略				

項		
第19条第1項		
第19条第1項		
第19条第1項		
第19条第1項		
第19条第1項		
第19条第1項		
第19条第1項		
第21条第1項		
第22条第1項	自動車運転代行業者に対する指示及び知事への指示をした旨の通知	略
第22条第2項	知事からの指示をした旨の通知の受理	
第23条第1項 略		
第23条第2項	自動車運転代行業の停止命令に係る知事からの要請の受理	略
第23条第3項	自動車運転代行業の停止命令に係る知事との事前協議	

項		
第19条第1項		
第19条第1項		
第19条第1項		
第19条第1項		
第19条第1項		
第19条第1項		
第19条第1項		
第21条第1項		
第22条第1項	自動車運転代行業者に対する指示及び香川運輸支局長への指示をした旨の通知	略
第22条第2項	香川運輸支局長からの指示をした旨の通知の受理	
第23条第1項 略		
第23条第2項	自動車運転代行業の停止命令に係る香川運輸支局長からの要請の受理	略
第23条第3項	自動車運転代行業の停止命令に係る香川運輸支局長との事前	

第24条第1項 略		
第24条第2項	自動車運転代行業の 廃止命令に係る <u>知事</u> との事前協議	略
第25条第1項～第25条第3項 略		
(1) 略		
64の2～100 略		
備考 略		

		協議
第24条第1項 略		
第24条第2項	自動車運転代行業の 廃止命令に係る <u>香川</u> <u>運輸支局長</u> との事前 協議	略
第25条第1項～第25条第3項 略		
(1) 略		
64の2～100 略		
備考 略		

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。